

改正 平成二四年 一月二七日条例第一号

埼玉県景観条例をここに公布する。

埼玉県景観条例

埼玉県景観条例（平成元年埼玉県条例第四十二号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 景観計画

第一節 景観計画の策定等（第四条―第六条）

第二節 行為の規制等（第七条―第十三条）

第三節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第十四条―第十七条）

第三章 県の景観形成施策等（第十八条―第二十二条）

第四章 雑則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、埼玉の景観形成を進めるための施策を講ずるとともに、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観形成を推進し、もって魅力と風格のある郷土の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「景観形成」とは、現にある良好な景観を保全し、又は新たに良好な景観を創出することをいう。

2 この条例において「景観計画」とは、法第八条第一項に規定する景観計画をいう。

（責務）

第三条 県は、景観形成に関し、市町村との密接な連携の下に、県内の自然的社会的諸条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、景観形成に自ら努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

3 県民は、景観形成に関する理解を深め、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第二章 景観計画

第一節 景観計画の策定等

（景観計画区域等）

第四条 法第八条第二項第一号の景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）については、次のいずれかの区域に区分して定めるものとする。

一 一般課題対応区域（次号及び第三号に掲げる区域以外の区域をいう。）

二 特定課題対応区域（一の市町村の区域を超える広域の景観形成を図るため、特定の景観に関する課題について取り組む地域の区域をいう。）

三 景観形成推進区域（法第十一条第一項の規定による提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする場合における当該策定又は変更に係る区域をいう。）

2 法第八条第二項第二号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項については、前項各号に掲げる区域の区分ごとの自然的社会的諸条件に応じて定めるものとする。

一部改正〔平成二四年条例一号〕

（景観計画の策定手続）

第五条 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第二条第一項の規定に基づき設置された埼玉県景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴くものとする。景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

（景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模）

第六条 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号。以下「政令」という。）第七条ただし書の規定により定める規模は、法第八十三条第一項（法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けている景観協定又は第十八条第三項の規定による認定を受けている景観形成協定の目的となる土地の区域に限り、〇・三ヘクタールとする。

第二節 行為の規制等

（届出対象行為等）

第七条 法第十六条第一項第四号の条例で定める行為は、政令第四条第四号に掲げる行為（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二条第四号に規定するものを除く。）で、第四条第一項第二号の特定課題対応区域又は同項第三号の景観形成推進区域のうち、規則で定める区域内のもの（次項において「物件の堆（たい）積」という。）とする。

2 前項の行為に係る法第十六条第一項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる図書（第一号及び第三号に掲げる図面にあつては、規則で定める縮尺のものに限る。）を添付して行わなければならない。ただし、当該届出が次条第二項第一号に係る同項の通知に関する届出である場合にあつては、当該図書のうち、知事が必要としないと認める図書の添付を省略することができる。

一 物件の堆（たい）積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状態を表示する図面

二 当該土地及び当該土地の周辺の状態を示す写真

三 当該土地の区域内における物件の堆（たい）積を行う位置並びに堆（たい）積の方法及び高さを表示する図面

四 法第八条第四項第二号に規定する基準（第十三条において「景観形成基準」という。）についての対応を記載した書類（第四項において「景観形成基準対応説明書」という。）

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める図書

3 第一項に規定する行為に係る法第十六条第一項の条例で定める事項は、景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号。以下この条において「省令」という。）第二条に規定する事項とする。

4 省令第一条第二項第四号の条例で定める図書は、景観形成基準対応説明書その他規則で定める図書とする。

5 第一項に規定する行為に係る法第十六条第二項の条例で定める事項は、省令第三条に規定する事項とする。

6 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる行為で規則で定める規模以下のもの

イ 法第十六条第一項第一号に掲げる行為

ロ 法第十六条第一項第二号に掲げる行為（規則で定める工作物に係る行為に限る。）

ハ 第一項に規定する行為

二 法第十六条第一項第三号に掲げる行為

三 第一号イからハマまでに掲げる行為で同号の規則で定める規模を超えるもののうち、他の法令又は条例の規定により景観形成のための措置が講じられている地域の区域として規則で定める区域内の行為

一部改正〔平成二四年条例一号〕

（届出対象行為に係る事前の指導等）

第八条 法第十六条第一項の規定による届出（以下「法定届出」という。）をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、知事に必要な指導又は助言を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めに応じて行う指導又は助言を終了するときは、当該指導又は助言を求めた者に対し、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる事項を規則で定めるところにより通知するものとする。

- 一 当該法定届出をしようとする内容が景観形成を図る上で支障がないと知事が認めるとき。その旨
- 二 当該法定届出をしようとする内容が景観形成を図る上で支障があると知事が認めるとき。その旨及び理由
(勧告の公表等)

第九条 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。
(行為の着手制限の期間短縮)

第十条 知事は、第八条第二項第一号に係る同項の通知をした場合において、当該通知に係る法定届出が行われ、かつ、当該法定届出に係る行為に関し法第十六条第三項の規定による勧告をすることがないと認めるときは、当該行為について、法第十八条第二項の規定による期間の短縮をするものとする。

- 2 知事は、前項の期間の短縮をするときは、規則で定めるところにより、当該法定届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。
(特定届出対象行為等)

第十一条 法第十七条第一項の条例で定める行為は、第七条第六項第一号及び第三号に掲げる行為(当該行為のうち同項第一号イ又はロに係る行為に限る。)以外の行為とする。

- 2 知事は、法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。
(報告)

第十二条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 一 法定届出がされている場合において、当該行為の施行状況が当該法定届出の内容と異なるおそれがあると認めるとき。当該法定届出をした者
- 二 法定届出がされていない場合において、着手している行為が法定届出の必要な行為に該当するおそれがあると認めるとき。当該行為を行っている者
(景観形成基準に係る配慮義務等)

第十三条 この条例に別段の定めがある場合を除き、景観計画区域内において、法第十六条第一項第一号若しくは第二号又は政令第四条第四号に掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、景観形成上必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、景観形成を図るため必要があると認めるときは、前項の行為をする者に対し、景観形成基準に配慮した措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

第三節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第十四条 知事は、法第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。法第二十七条第二項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第十五条 法第二十五条第二項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 景観重要建造物の通常管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を変更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うこと。
- 二 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。
- 三 景観重要建造物の滅失又は毀(き)損を防ぐため、その敷地、構造、建築設備等の状況を、定期的に、又は必要に応じて点検すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手続)

第十六条 知事は、法第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あ

らかじめ、当該指定をしようとする樹木が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。法第三十五条第二項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第十七条 法第三十三条第二項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、定期的に、又は必要に応じて剪(せん)定又は下草刈りを行うこと。
- 二 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、定期的に、又は必要に応じて病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第三章 県の景観形成施策等

(景観形成協定)

第十八条 次の各号のいずれにも該当する協定を締結した者の代表者は、当該協定について、知事の認定を申請することができる。

- 一 協定の目的となる土地が景観計画区域内の一団の土地であること。
- 二 前号の一団の土地の区域内の法第十一条第一項に規定する土地所有者等の三分の二以上の合意(合意した者が所有するその区域内の土地の地積と合意した者が有する借地権(同項に規定する借地権をいう。以下この号において同じ。))の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)により締結されたものであること。
- 三 次に掲げる事項が定められているものであること。

イ 協定の目的となる土地の区域

ロ 景観形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

- (1) 建築物(法第七条第二項に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。)の形態又は色彩その他の意匠に関する基準
- (2) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- (3) 工作物(建築物を除く。第三項第二号において同じ。)の位置、規模、構造、用途又は形態若しくは色彩その他の意匠に関する基準
- (4) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- (5) 屋外広告物(法第七条第三項に規定する屋外広告物をいう。以下(5)において同じ。)の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- (6) 農用地(法第五十五条第一項に規定する農用地をいう。)の保全又は利用に関する事項
- (7) その他景観形成に関する事項

ハ 協定の有効期間

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる図書を添付して、規則で定めるところにより行うものとする。

- 一 当該協定に係る協定書の写し
- 二 当該協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- 三 当該協定が前項第二号に規定する合意により締結されたことを証する書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める図書

3 知事は、第一項の規定による申請があった場合において、当該協定が地域の景観形成に資するものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該協定を景観形成協定として認定するものとする。

- 一 申請手続が法令又は条例若しくは規則に違反しないこと。
- 二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第一項第三号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る協定の目的となる土地が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴くものとする。

5 第三項の規定による認定は、規則で定める認定書を第一項の規定による申請をした者に交付して行うものとする。

- 6 知事は、第三項の規定による認定をしたときは、当該景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。
 - 7 景観形成協定において定めた事項が変更された場合は、当該景観形成協定を変更した者の代表者は、当該変更後の景観形成協定に係る協定書の写しその他変更の内容を確認できる図書として規則で定めるものを添付して、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
 - 8 知事は、前項の規定による届出に係る変更後の景観形成協定の内容が、第一項各号及び第三項各号のいずれかに該当しない場合は、当該景観形成協定に係る同項の規定による認定を取り消すものとする。この場合においては、知事は、規則で定めるところにより、当該認定の取消しに関し、その旨を当該届出をした者に通知するとともに、当該景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。
 - 9 知事は、第七項の規定による届出に係る変更後の景観形成協定の内容が、前項前段に規定する場合以外の場合（当該変更の内容が当該景観形成協定の名称又は区域に係るものである場合に限る。）であるときは、当該変更後の景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。
 - 10 景観形成協定が廃止された場合は、当該景観形成協定を廃止した者の代表者は、その旨を規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
 - 11 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、当該廃止に係る景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。
 - 12 知事は、第一項の協定を締結しようとする者、同項の規定による申請をしようとする者又は第三項の規定による認定を受けた者に対し、景観形成のために必要な指導又は助言を行うことができる。
（県の事業における景観形成のための措置）
- 第十九条 知事は、公共事業を行う場合においては、当該地域における景観形成を図るため必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、前項の規定により講ずべき措置の指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。
 - 3 知事は、前項の規定により公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。
 - 4 知事は、公共事業景観形成指針を定めたときは、これを公表するものとする。
 - 5 前二項の規定は、公共事業景観形成指針の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をする場合について準用する。
（国等の事業における景観形成のための措置の要請）
- 第二十条 知事は、国、他の地方公共団体その他規則で定める法人（以下この条において「国等」という。）が公共事業を行う場合において、当該地域における景観形成を図るため必要があると認めるときは、国等に対し、公共事業景観形成指針に適合する措置を講ずるよう要請するものとする。
（体制整備、施策の実施等）
- 第二十一条 県は、市町村と連携して、広域にわたる景観形成を推進するために必要な体制を整備するものとする。
- 2 県は、市町村が景観行政団体（法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）として景観形成に関する施策を推進することの重要性を踏まえ、市町村が景観行政団体となるに当たり必要な情報提供又は助言を行うものとする。
 - 3 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（第三号において「県民等」という。）に対して、次に掲げる施策を実施するものとする。
 - 一 景観形成に関する啓発及び知識の普及
 - 二 景観形成の推進に携わる人材の養成
 - 三 景観形成に関する県民等の自主的な活動の促進
 - 四 景観形成に関する調査、研究及び情報の提供（審議会への諮問）
- 第二十二条 知事は、法第八十三条第一項（法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可をする場合その他知事が必要と認める場合においては、景観審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第五条並びに次項各号の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に、景観行政団体である市町村の区域及び次に掲げる市町村の区域については、当該市町村が景観行政団体として定める景観計画が効力を生ずる日の前日までの間は、改正前の埼玉県景観条例（以下「改正前の条例」という。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

一 法第七条第一項ただし書の規定により協議している市町村のうち、同項ただし書の同意を得ていない市町村であって、知事その旨を告示した市町村

二 法第七条第一項ただし書の同意を得た市町村のうち、景観行政団体となっていない市町村であって、知事その旨を告示した市町村

3 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる市町村について知事が法第七条第一項ただし書の同意をしないこととした場合又は前項第二号に掲げる市町村が景観行政団体とならないこととなった場合において、その事実を知事が告示したときは、当該市町村の区域については、当該告示の日から起算して九十日を経過した日（附則第六項において「経過日」という。）から、改正後の埼玉県景観条例の規定を適用する。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第五条第二項の規定により定められている公共事業等景観形成指針は、改正後の埼玉県景観条例第十九条第二項の規定により定められた公共事業景観形成指針とみなす。

5 この条例の施行の日前に改正前の条例第十三条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による通知がなされた大規模行為（当該大規模行為のうち、附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の条例の規定が適用される行為を除く。）であって、この条例の施行の日以後も引き続き行われているものについては、なお従前の例による。

6 経過日前に、附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の条例第十三条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による通知がなされた、附則第三項の告示に係る市町村の区域内の大規模行為であって、経過日以後も引き続き行われているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年一月二十七日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。